

料金表

通則

(料金の計算方法等)

1 当社は、料金及び工事費の計算について、次の表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1) (2) 以外のもの	この料金表に規定する税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。
(2) 他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話料、国際電話に係る通話料、国際アウトローミングに係る通信料又は国際SMS送信に係る通話料	この料金表に規定する額により行います。

2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、付加機能使用料、通話料、パケット通信料及びユニバーサルサービス料は料金月(その通話及びパケット通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料及びパケット通信料については、通話及びパケット通信が終了した日を含む料金月とします。)に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

(基本使用料の日割り)

4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料をその利用日数に応じて日割りします。

- (1) 料金月の起算日以外の日に、契約者回線の提供の開始があったとき。
- (2) 料金月の起算日以外の日に、契約の解除があったとき。
- (3) 料金月の起算日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。
- (4) 料金月の起算日以外の日に、基本使用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の基本使用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- (5) 第38条(基本使用料の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
- (6) 第3項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。

5 前項第1号から第5号までの規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第38条(基本使用料の支払義務)第2項第3号の

表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

- 6 第4項第6号の規定による基本使用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(端数処理)

- 7 当社は、料金及び工事費の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、この料金表に別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

(一括請求の取扱い)

- 8 当社は、契約者から申込みがあったときは、その契約者の契約者回線に係る料金その他の債務を当社が提供する他の電気通信サービスであって（当社が別に契約約款等に定める電気通信サービスであって、その契約者が指定したものに限り、以下「統合対象サービス」といいます。）に係る料金等に合わせて、一括して請求（以下「nojima mobile EM一括請求」といいます。）します。

- 9 当社は、nojima mobile EM一括請求の取扱いを受けている契約者回線について、契約者からこの取扱いを廃止する申し出があった場合のほか、次に該当する場合には、この取扱いを廃止します。

(1) nojima mobile EM契約の承継があり、統合対象サービスが同一名義人に承継されないとき。

(2) nojima mobile EM契約若しくは統合対象サービスの指定の解除があったとき。

(3) 前項の規定によらない手段により支払方法が変更されたとき。

- 10 nojima mobile EM一括請求に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(料金額の通知)

- 11 当社は、契約者に対する料金額の通知を当社ホームページの契約者サイトへの掲示により行います。

(料金等の支払い)

- 12 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

- 13 前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

- 14 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、他網公衆電話から契約者回線への通話料、国際電話に係る通話料、国際アウトローミングに係る通信料及び国際SMS送信に係る通話料については、料金表に規定する額により計算した額とします。

(料金の臨時減免)

15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

16 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、当社が指定するサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 nojima mobile EMに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第37条（料金及び工事に関する費用）及び第38条（基本使用料の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用														
(1) 基本使用料の料金種別	ア nojima mobile EMには、次の表の左欄の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる料金種別を適用します。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">契約の種類及び種別</th> <th>料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般契約</td> <td>L T E電話プラン（ベーシック）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">定期契約</td> <td>第1種定期契約</td> <td>L T E電話プラン（にねん）</td> </tr> <tr> <td>第2種定期契約</td> <td>L T E電話プラン（バリューセット）</td> </tr> <tr> <td>第3種定期契約</td> <td>L T E電話プラン（バリューセット ライト）</td> </tr> </tbody> </table>	契約の種類及び種別		料金種別	一般契約		L T E電話プラン（ベーシック）	定期契約	第1種定期契約	L T E電話プラン（にねん）	第2種定期契約	L T E電話プラン（バリューセット）	第3種定期契約	L T E電話プラン（バリューセット ライト）
	契約の種類及び種別		料金種別											
	一般契約		L T E電話プラン（ベーシック）											
	定期契約	第1種定期契約	L T E電話プラン（にねん）											
第2種定期契約		L T E電話プラン（バリューセット）												
第3種定期契約		L T E電話プラン（バリューセット ライト）												
イ 契約者は、料金種別の変更をする場合、その変更前の料金種別に係る契約を解除すると同時に新たに変更後の料金種別に係る契約を締結していただきます。この場合、当社は、その契約の締結があった日を含む料金月の末日まで解除された契約の料金種別に係る基本使用料を適用し、その翌料金月から変更後の料金種別に係る基本使用料を適用します。														
(2) ベーシックに係る基本使用料の取扱い	<p>ア ベーシックに係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある場合を除き、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ ベーシックに係る契約の解除があった場合における取扱いについては、（1）イに定める場合を除き、その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>													
(3) にねんに係る基本使用料の取扱い	<p>ア にねんに係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある場合を除き、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ にねんに係る契約の解除があった場合における取扱いについては、（1）イに定める場合を除き、その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>													

(4) バリューセットに係る基本使用料の取扱い	<p>ア バリューセットに係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある場合を除き、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ バリューセットに係る契約の解除があった場合における取扱いについては、(1)イに定める場合を除き、その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>
(5) バリューセットライトに係る基本使用料の取扱い	<p>ア バリューセットライトに係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある場合を除き、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ バリューセットライトに係る契約の解除があった場合における取扱いについては、(1)イに定める場合を除き、その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>

2 料金額

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
L T E電話プラン（ベーシック）	2, 0 5 8円（税抜）
L T E電話プラン（にねん）	9 3 4円（税抜）
L T E電話プラン（バリューセット）	2, 4 5 8円（税抜）
L T E電話プラン（バリューセット ライト）	1, 9 8 1円（税抜）

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用	
割込通話の適用	<p>ア 割込通話の利用に当たっては、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>イ 割込通話の料金額については日割りをしません。</p>

2 料金額

1 契約ごとに月額

区 分	単 位	料 金 額
割込通話	1 契約ごとに	2 0 0円（税抜）

第3 通話料

1 適用

通話料の適用については、第40条（通話料の支払義務）によるほか、次のとおりとします。

通話料の適用	
(1) LTE電話プランに係る契約者の通話料の適用	<p>LTE電話プランが適用される契約者は、次の通話（当社の留守番電話の録音・再生・設定のため等に当社が指定する電話番号への通信は除きます。）について、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 2（料金額）2-1-1及び2（料金額）2-1-2に規定する一般通話</p> <p>イ 2（料金額）2-2-1に規定する通話のうち特定事業者の電話網にローミングをしている契約者への通話</p> <p>ウ 特定事業者の3G通信サービス契約約款に定めるローミングサービス契約者の契約者回線から行った通信に係るものの通話モードによる通信に係るもの（以下「ローミング通話」といいます。）のうち契約者への通話</p>
(2) ショートメッセージサービス（SMS）送信に係る通話料の適用	<p>ショートメッセージサービス（SMS）による文字メッセージ送信に係る通信に関する料金については、通話とみなして、次のとおりの料金額の通話料を適用します。</p> <p>（ア）一般通話に該当するものは、2（料金額）2-1-2に規定する料金を適用しません（送信の相手先に文字メッセージが到達しないときを除きます。）。</p> <p>（イ）相互接続点への通話に該当するものは、2（料金額）2-2-4に規定する料金を適用しません（送信の相手先に文字メッセージが到達しないときを除きます。）。</p> <p>（ウ）国際SMSの送信に係るものは、2（料</p>

	金額) 2-5に規定する料金額を適用します。						
(3) テレビ電話機能を利用した通信に係る通話料の適用	テレビ電話通信に関する料金の取扱いについては、通話とみなして2(料金額) 2-1-3及び2-2-3に規定する料金額を適用します。						
(4) 定額支払いによる通話料の減額の適用(だれとでも定額 for EM)	<p>ア 契約者がだれとでも定額 for EMの適用を申し込み、当社がそれを承諾した場合は、その当日より、通話料の支払いについて、キ、ク及びケに定めるところによります。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、すでに契約されているnojima mobile EM契約についてだれとでも定額 for EMの適用の申し込みが承諾された場合は、申し込みの承諾のあった日の属する料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>ウ 当社は、だれとでも定額 for EMの適用を受けている契約者回線について、nojima mobile EM契約の解除があった場合及び次の表の左欄に規定する場合、だれとでも定額 for EMの適用を廃止します。ただし、同表の左欄に規定する場合においては、それぞれの右欄に定める日の属する料金月の末日までだれとでも定額 for EMを適用します。</p> <table border="1" data-bbox="774 1417 1339 1612"> <tr> <td>すでに適用されているだれとでも定額 for EMの解除の申し込みが行われた場合</td> <td>申し込みのあった日</td> </tr> </table> <p>エ だれとでも定額 for EMの適用を受ける契約者は次の表に規定する料金額の支払いを要します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="774 1803 1339 1960"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>1, 334円 (税抜)</td> </tr> </tbody> </table>	すでに適用されているだれとでも定額 for EMの解除の申し込みが行われた場合	申し込みのあった日	区分	料金額	定額料	1, 334円 (税抜)
すでに適用されているだれとでも定額 for EMの解除の申し込みが行われた場合	申し込みのあった日						
区分	料金額						
定額料	1, 334円 (税抜)						

	<p>オ エに定める料金額の日割りについては、料金表通則4（基本使用料等の日割り）を準用します。</p> <p>カ 第65条（責任の制限）第2項の適用においては、オで算出された料金額を使用します。</p> <p>キ だれとでも定額 for EMが適用される契約者について、1の料金月における1回目から300回目までのそれぞれの通話の料金は、次のとおり取り扱います。</p> <p>（ア）通話時間が10分以内である場合、通話料の支払いを要しません。</p> <p>（イ）通話時間が10分を超える場合、その通話の通話時間から10分を差し引いて通話料を算出します。</p> <p>ク キを適用する300回の通話は、2（料金額）2-2-1及び2（料金額）2-2-2に規定する相互接続点への通話（別記2（1）に定める転送電話を利用して行われた通話及び当社が指定する電話番号への通話を除きます。）並びにローミング通話（（1）ウに定める通話、特定事業者の3G通信サービス契約約款に定める自動着信転送機能を利用して行われた通話及び当社が指定する電話番号への通話を除きます。）に限ります。</p> <p>ケ 料金額の日割りを行う場合においては、キ及びクに定める300回の通話の回数は、だれとでも定額 for EMが適用される日数に応じて日割りします。その計算結果に1回未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>コ 当社は、アに定める申し込みがあった場合、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>（ア）その契約者名義が法人（法人に相当す</p>
--	---

	<p>るものと当社が認めるものを含みます。)である場合</p> <p>(イ) サの規定に基づいてだれとでも定額 f o r E M の適用を廃止されたことがある場合</p> <p>(ウ) その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがある場合</p> <p>サ 次に定める事由があるものと当社が判断した場合、だれとでも定額 f o r E M の適用を廃止することがあります。</p> <p>(ア) 第 3 1 条第 5 号及び第 6 号並びに第 6 9 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する場合</p> <p>(イ) 契約者がシに定める協力を行わない場合</p> <p>(ウ) 契約者が通信を行うことで第三者から利益を得たおそれがある場合</p> <p>(エ) 他社着信転送サービス (他の電気通信事業者が有する電話番号 (以下「転送元電話番号」といいます。) を介して他の電話番号に着信する通話を主たる目的として、転送元電話番号を有する電気通信事業者が提供する電気通信サービスをいいます。) に係る通話を行った場合</p> <p>(オ) その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがある場合</p> <p>シ サに定める事由の有無を確認するために当社が調査を行う場合、契約者はその調査に協力していただきます。</p> <p>ス サの事由の有無を確認するために当社は契約者の通話履歴等を確認することがあります。</p>
(6) 国際電話に係る通話料の適用	<p>ア 国際電話に係る通話料については、地域の区分又は通話先の区分に応じて、2 (料金額) 2 - 4 - 1 又は 2 - 4 - 2 に規定する</p>

	料金額を適用します。 イ 2（料金額）2-4-1に規定する通話料に係る地域の区分は、別表3（国際電話における地域の区分及びその範囲）に定めるところにより適用します。
(7) 通話料の減免	次の通話については、その料金の支払いを要しません。 ア 電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電話番号を用いた通話 イ 当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話

2 料金額

2-1 一般通話に係るもの

2-1-1 2-1-2及び2-1-3以外のもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに18円 (税抜)

2-1-2 ショートメッセージサービス（SMS）送信に係るもの

区 分	料 金 額
通 話 料	1送信ごとに2円 (税抜)

2-1-3 テレビ電話通信に係るもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに36円 (税抜)

2-2 相互接続点への通話に係るもの

2-2-1 2-2-2から2-2-4まで以外のもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに18円 (税抜)

2-2-2 加入電話サービス及びIP電話サービスへ行った通話に係るもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに18円 (税抜)

2-2-3 テレビ電話通信に係るもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに36円 (税抜)

2-2-4 ショートメッセージサービス(SMS)送信に係るもの(国際SMS送信に係るものを除きます。)

区 分	料 金 額
通 話 料	1送信ごとに2円 (税抜)

2-3 相互接続点からの通話に係るもの

2-3-1 2-3-2以外のもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに10円 (税抜)

2-3-2 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話に係るもの

区 分	料 金 額
通 話 料	15秒までごとに10円(税込額)

2-4 国際電話に係るもの

2-4-1 2-4-2以外のもの

1分までごとに次の料金額

地域の区分	料金額
グループ1	36円
グループ2	54円
グループ3	72円
グループ4	108円
グループ5	144円
グループ6	10円

2-4-2 通話先が衛星携帯端末に係るもの

1分までごとに次の料金額

通話先の区分	料金額
インマルサット衛星電話、イリジウム衛星電話、スラヤー衛星電話	480円

2-5 国際SMS送信に係るもの

区分	料金額
通話料	1送信ごとに10円

第4 パケット通信料

1 適用

パケット通信料の適用については、第41条（パケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

パケット通信料の適用	
(1) パケット通信料の適用	パケット通信料は、1料金月の課金対象パケットの総情報量について128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。

<p>(2) 基本使用料の料金種別による最大パケット通信料金額の適用</p>	<p>(1) により適用するパケット通信料の額及び特定事業者のパケット通信網にローミングをしている契約者によるパケット通信に係る料金の額を合算した金額が9,500円(税抜)を超える場合は、9,500円(税抜)を適用します。</p>						
<p>(3) 定額支払いによるパケット通信料(データ定額5)の適用</p>	<p>ア 契約者がデータ定額5の適用を申し込み、当社がそれを承諾した場合、契約者は(1)及び(2)による料金額に代えて、次に定める料金額の支払いを要します。この料金額は、特定事業者のパケット通信網にローミングをしている契約者によるパケット通信に係る料金を含みます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="467 813 1361 913" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">料金額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,696円(税抜)</td> </tr> </table> <p>イ アの表に定める料金額については、料金表通則第4項(基本使用料の日割り)の規定に準じて、日割り計算を行います。</p> <p>ウ データ定額5が適用されている契約者は、1の料金月において契約者の当該料金月内の通信が5ギガバイトを超えたときから当該料金月の間その通信について制限します。</p> <p>エ 契約者が速度制限解除の適用を申し込み、当社がそれを承諾したとき、当該料金月内に限り、当該契約者は、前項に定める通信の制限を受けません。ただし、速度制限解除の適用の申し込みは、1の料金月につき1回までとします。</p> <p>オ 速度制限解除の適用を受ける契約者は、次の表に規定する料金額の支払いを要します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに適用1回あたり次の料金額</p> <table border="1" data-bbox="435 1485 1281 1635" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">速度制限解除料</td> <td style="text-align: center;">2,500円 (税抜)</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 前項の規定にかかわらず、料金月の初日に契約を解除した場合、速度制限解除料の支払いを要しません。ただし、契約を解除すると同時に新たな契約を締結した場合はこの限りではありません。</p> <p>キ データ定額5の適用の開始は、その契約者回線の提供の開始のあった日からとします。ただし、既に契約されているnojima mobile EM契約についてデータ定額5の適用の申込みが行われた場合は、申込みのあった日の属する料金月の翌料金月から適用します。</p>	料金額	3,696円(税抜)	区分	料金額	速度制限解除料	2,500円 (税抜)
料金額							
3,696円(税抜)							
区分	料金額						
速度制限解除料	2,500円 (税抜)						

	<p>ク 当社は、データ定額5の適用を受けているnojima mobile EM契約について、次の表の左欄に規定する場合には、それぞれ同表の右欄に定める日までデータ定額5を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="469 409 1369 555"> <tr> <td data-bbox="469 409 903 459">その契約の解除があった場合</td> <td data-bbox="903 409 1369 459">契約の解除があった日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 459 903 555">データ定額5の廃止の申込みが行われた場合</td> <td data-bbox="903 459 1369 555">廃止の申込みが行われた日の属する料金月の末日</td> </tr> </table> <p>ケ データ定額5の適用を受ける契約者がその契約を解除すると同時に新たに契約を締結した場合には、キ及びクにかかわらず、契約の解除があったnojima mobile EM契約に係るデータ定額5は、当該解除があった日の属する料金月の末日まで適用することとし、新たに締結したnojima mobile EM契約について、当該料金月内にデータ定額5が申し込まれた場合にあっては、当該データ定額5は、その翌料金月から適用することとします。</p>	その契約の解除があった場合	契約の解除があった日	データ定額5の廃止の申込みが行われた場合	廃止の申込みが行われた日の属する料金月の末日
その契約の解除があった場合	契約の解除があった日				
データ定額5の廃止の申込みが行われた場合	廃止の申込みが行われた日の属する料金月の末日				
(4) パケット通信料の支払いを要しない通信	当社が別に定めるパケット通信については、その料金の支払いを要しません。				
(5) モバイル&BB割の適用	<p>ア モバイル&BB割とは、1の料金月の全部又は一部の期間においてLTE電話プラン(にねん)、LTE電話プラン(バリューセット)又はLTE電話プラン(バリューセット ライト)の料金種別(以下「割引適格料金種別」といいます。)が適用される契約者が当該料金月の期間においてnojima mobile EM契約約款(固定データ通信編)に基づき提供するADSL接続サービス(同契約約款に定めるところにより割引適格料金種別と対応させてモバイルセット料金が適用されているものに限ります。以下この欄において同じとします。)又はフレッツ接続サービス(同契約約款に定めるところにより割引適格料金種別と対応させて提供するものに限ります。以下この欄において同じとします。)に係る契約(以下「固定データ通信契約」といいます。)により基本使用料の支払いを要する場合であって、次の表の左欄に掲げる事由に該当するとき、料金の取扱いについて次の表の右欄に定める通りとすることをいいます。</p>				

<p>nojima mobile EM 契約約款（固定データ通信編）に定めるADSL接続サービスに係る契約について適用する場合であって、料金表第1表第4（パケット通信料）1（1）及び（2）若しくは（3）又は（4）で計算されたその契約者回線からのパケット通信料の額（以下この表において「パケット通信料金額」といいます。）が953円（税抜）を超えないとき</p>	<p>パケット通信料金額の支払いを要しません。</p>
<p>nojima mobile EM 契約約款（固定データ通信編）に定めるADSL接続サービスに係る契約について適用する場合であって、パケット通信料金額が953円（税抜）を超えるとき</p>	<p>パケット通信料金額から953円（税抜）を減額します。</p>
<p>nojima mobile EM 契約約款（固定データ通信編）に定めるフレッツ接続サービスに係る契約について適用する場合であって、パケット通信料金額が400円（税抜）を超えないとき</p>	<p>パケット通信料金額の支払いを要しません。</p>
<p>nojima mobile EM 契約約款（固定データ通信編）に定めるフレッツ接続サービスに係る契約について適用する場合であって、パケット通信料金額が400円（税抜）を超えるとき</p>	<p>パケット通信料金額から400円（税抜）を減額します。</p>
<p>イ モバイル&BB割の適用においては、1のnojima mobile EM 契約に対し1の固定データ通信契約を対応させるものとします。</p> <p>ウ モバイル&BB割を適用するにあたり、1のnojima mobile EM 契約と対応させることができる契約として、ADSL接続サービス及びフレッツ接続サービスの双方の固定データ通信契約がある場合、ADSL接続サービスに係る契約を対応させるものとします。</p> <p>エ アの表の右欄に掲げる「パケット通信量金額」については、当社が提</p>	

	<p>供する他の電気通信サービス等（当社が別に規約等に定める電気通信サービスであって、その契約者が指定したものに限り）で別に定める場合があります。</p>
--	---

2 料金額

区 分	料金額
L T E電話プランに係る料金種別	1課金対象パケットごとに0.04円 (税抜)

第5 国際アウトローミングに係る通信料

1 適用

国際アウトローミングに係る通信料の適用については、第42条（国際アウトローミングに係る通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

国際アウトローミングに係る通信料の適用	
(1) 国際アウトローミングに係る通信料の料金区分の適用	<p>ア 国際アウトローミングに係る通話料の料金区分は、2（料金額）2-1-1に定める通話料区分によるものとし、国際アウトローミングに係る各外国事業者に適用される料金区分は、別表2（国際アウトローミングを利用できる外国事業者等）に定めます。</p> <p>イ 国際アウトローミングに係るパケット通信料の料金区分は、2（料金額）2-2に定めるパケット通信料区分とし、国際アウトローミングに係る各外国事業者に適用される料金区分は、別表2（国際アウトローミングを利用できる外国事業者等）に定めます。</p>
(2) 国際アウトローミングに係る通信料の適用	<p>ア ショートメッセージサービス（SMS）による文字メッセージ送信に係る通信に関する料金の取扱いについては、通話とみなして2（料金額）2-1-2に規定する料金を適用します（送信の相手先に文字メッセージが到達しないときを含みます。）。</p> <p>イ 2（料金額）2-2に定める料金区分のグループ1の料金額を適用する場合、国際アウトローミングに係る通信料は、1のセッション（当社が通信をできる状態にした時刻から起算してその通信を切断した時刻までの間をいいます。ウにおいて同じとします。）が完了するごとに情報量を測定し、2（料金額）の規定により算定した額を適用し</p>

	<p>ます。</p> <p>ウ 2（料金額）2-2に定める料金区分のグループ2の料金額を適用する場合、国際アウトローミングに係る通信料は、1のセッションが完了するごとに情報量を測定し、各日における情報量の合計（その1日においてグループ2の料金区分が適用される2以上の外国事業者の国際アウトローミングの利用があった場合は、それらの情報量の合計を合算したものとします。）に対して、2（料金額）の規定により算定した額を適用します。</p> <p>エ 国際アウトローミングの利用において、パケットが通信の相手先に到達しなかった場合であっても、そのパケットについては、情報量の測定の対象となります。</p> <p>オ 国際アウトローミングに係る通信料については、契約者が国際アウトローミングを利用した日を含む料金月の翌料金月以降に算定されることがあります。</p>
--	---

2 料金額

2-1 通話に係るもの

2-1-1 2-1-2以外のもの

1分までごとに次の料金額

通話料区分	料金額
-------	-----

	在圏する国又は地域の電気通信設備への通話	本邦の電気通信設備への通話	左2欄以外の国又は地域の電気通信設備への通話	国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通話
グループ1	50円	150円	200円	100円
グループ2	50円	200円	250円	100円
グループ3	50円	350円	350円	100円
グループ4	100円	150円	200円	100円
グループ5	100円	200円	200円	100円
グループ6	100円	250円	300円	100円
グループ7	200円	500円	450円	100円
グループ8	100円	250円	250円	100円
グループ9	100円	300円	300円	100円
グループ10	150円	250円	250円	150円
グループ11	250円	250円	250円	100円
グループ12	100円	200円	250円	100円
グループ13	150円	350円	300円	100円
グループ14	150円	400円	350円	100円
グループ15	150円	300円	300円	250円
グループ16	150円	200円	200円	150円
グループ17	100円	300円	300円	200円
グループ18	100円	400円	300円	100円
グループ19	100円	350円	300円	100円
グループ20	150円	200円	200円	200円
グループ21	150円	400円	400円	150円
グループ22	550円	850円	850円	650円
グループ23	200円	500円	500円	250円

備考1 在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国事業者の定めるところによります。

2-1-2 ショートメッセージサービス（SMS）送信に係るもの

区分	料金額
通話料	1送信ごとに100円

2-2 パケット通信に係るもの

パケット通信料区分 (グループ)	料 金 額		
グループ 1	1セッション当たり25キロバイト までのもの		50円
	1セッション当 たり25キロバ イトを超えるも の	25キロバイト までの部分	50円
		25キロバイト を超える部分	1キロバイトまでごとに 2円
グループ 2	1日当たり2,960キロバイトま でのもの		10キロバイトまでごとに 5円
	1日当たり2,960キロバイトを 超え15,360キロバイトまでの もの		1,480円
	1日当たり15, 360キロバイ トを超え18,1 60キロバイト までのもの	15,360キロ バイトまでの部 分	1,480円
		15,360キロ バイトを超える 部分	10キロバイトまでごとに 5円
	1日当たり18,160キロバイト を超えるもの		2,880円

第6 相互接続番号案内の利用に係る料金

1 適用

相互接続番号案内の利用に係る料金（以下「相互接続番号案内料」といいます。）の適用については、第75条（相互接続番号案内の利用に係る料金の支払義務等）の規定によるほか、次のとおりとします。

相互接続番号案内料の適用	
相互接続番号案内料の適用	ア 相互接続番号案内料は、2（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ 相互接続番号案内の利用にあたっては、第1表第3（通話料）を適用しません。 ウ 相互接続番号案内料免除者の取扱い、相互接続

	番号案内の問合せ番号の数、相互接続番号案内料の支払いを要しない場合については、番号案内事業者の契約約款の規定に準じて取り扱います。
--	---

2 料金額

区 分	料 金 額
相互接続番号案内料	1 電話番号等案内ごとに100円 (税抜)

第7 契約解除料

1 適用

契約解除料の適用については、第43条（定期契約に係る契約解除料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

契約解除料の適用	
(1) 定期契約に係る契約解除料の適用	<p>ア 第1種定期契約に係る契約解除料は、2（料金額）の2-1に規定する額を適用します。</p> <p>イ 第2種定期契約及び第3種定期契約に係る契約解除料は、その定期契約の種別及び経過期間に応じて、2（料金額）の2-2に規定する額を適用します。</p> <p>ウ 第2種定期契約及び第3種定期契約に関するイに規定する経過期間は、契約月から起算して、解除月までの月数とします。</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、契約を解除すると同時に新たに第2種定期契約又は第3種定期契約を締結したとき、新たに締結した第2種定期契約又は第3種定期契約に関するイに規定する経過期間は、契約月の翌月から起算して、解除月までの月数とします。ただし、契約月と解除月が同じ月である場合、1ヶ月とみなします。</p>
(2) 契約解除料の支払いを要しない場合	<p>契約者は、次の場合には、2（料金額）に規定する契約解除料の支払いを要しません。</p> <p>ア 第20条（定期契約の満了に伴う更新等）第1項の規定に基づき更新され、又は同条第2項の規定に基づき変更された第1種定期契約について、その更新又は変更があった日の属する料金月に当該契約の解除があったとき。</p> <p>イ 契約満了日を含む料金月に第1種定期契約を解除すると同時に新たにnojima mobile EM契約を締結したとき。</p> <p>ウ 第1種定期契約を解除すると同時に新たに第2種定期契約又は</p>

	第3種定期契約を締結したとき（イに定める場合を除きます。）。
--	--------------------------------

2 料金額

2-1 第1種定期契約

第1種定期契約	9,500円（税抜）
---------	------------

2-2 第2種定期契約及び第3種定期契約

		料金額	
		第2種定期契約	第3種定期契約
		LTE電話プラン (バリューセット)	LTE電話プラン (バリューセット ライト)
経過期間	1ヶ月	28,572円 (税抜)	17,143円 (税抜)
	2ヶ月	28,572円 (税抜)	17,143円 (税抜)
	3ヶ月	27,743円 (税抜)	16,810円 (税抜)
	4ヶ月	26,915円 (税抜)	16,477円 (税抜)
	5ヶ月	26,086円 (税抜)	16,143円 (税抜)
	6ヶ月	25,258円 (税抜)	15,810円 (税抜)
	7ヶ月	24,429円 (税抜)	15,477円 (税抜)
	8ヶ月	23,600円 (税抜)	15,143円 (税抜)
	9ヶ月	22,772円 (税抜)	14,810円 (税抜)
	10ヶ月	21,943円	14,477円

	(税抜)	(税抜)
11ヶ月	21,115円 (税抜)	14,143円 (税抜)
12ヶ月	20,286円 (税抜)	13,810円 (税抜)
13ヶ月	19,458円 (税抜)	13,477円 (税抜)
14ヶ月	18,629円 (税抜)	13,143円 (税抜)
15ヶ月	17,800円 (税抜)	12,810円 (税抜)
16ヶ月	16,972円 (税抜)	12,477円 (税抜)
17ヶ月	16,143円 (税抜)	12,143円 (税抜)
18ヶ月	15,315円 (税抜)	11,810円 (税抜)
19ヶ月	14,486円 (税抜)	11,477円 (税抜)
20ヶ月	13,658円 (税抜)	11,143円 (税抜)
21ヶ月	12,829円 (税抜)	10,810円 (税抜)
22ヶ月	12,000円 (税抜)	10,477円 (税抜)
23ヶ月	11,172円 (税抜)	10,143円 (税抜)
24ヶ月	10,343円 (税抜)	9,810円 (税抜)

第8 手続に関する料金

1 適用

手続に関する料金の適用については、第44条（手続に関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続に関する料金の適用

(1) 手続に関する料金の種別	手続に関する料金は、次のとおりとします。	
	料金種別	内容
	契約事務手数料	nojima mobile EM 契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	EM chip 再発行手数料	EM chip の紛失、盗難、毀損その他の理由により新たな EM chip の貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	督促手数料	契約者が利用料金の支払期日を経過してもなお支払わない場合、当社が書面で行う契約者への支払いの督促に係る料金
	振込請求書発行手数料	振込請求書の発行に係る料金
	電話番号変更手数料	契約者の請求に基づき、当社が電話番号を変更したときに支払いを要する料金
	支払証明書等発行手数料	料金又は工事費の支払証明書、預託金預り証明書及びこれらに類する証明書の発行に係る料金
	その他証明書の発行手数料	上記以外の証明書の発行に係る料金
	請求書発行サービス料	契約者の請求があった場合、料金その他の債務に関する支払いのための請求書の発行に係る料金
	利用明細発行サービス料	契約者に係る nojima mobile EM の通信料等の明細書又は支払証明書等(その契約者に係る料金等の支払証明書、その契約に係る預託金預り証明書その他これらに類する証明書をいいます。以下同じとします。)の発行に係る料金
電話番号選択サービス料	契約の申込みを行う者が指定した電話番号の登録に係る料金	
携帯電話番号ポータビリティ取扱料	契約者による携帯電話番号ポータビリティ(電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。)の申出に係る料金	

<p>(2) 請求書発行サービスに関する適用</p>	<p>ア 当社は、契約者から請求書発行サービスの請求があったときは、その請求書発行サービスを廃止する請求をするまでの間、1の料金月につき1の請求書を発行します。</p> <p>イ 契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたときは、2（料金額）に定める料金の支払いを要します。</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、当社が別に定める方法により、契約者が請求書の発行を請求した場合、発行1回ごとに150円（税抜）を適用します。</p>
<p>(3) 利用明細発行サービスに関する適用</p>	<p>ア 当社は、契約者から利用明細発行サービスの請求があったときは、その契約者に係る nojima mobile EM の通信料等明細書又は支払証明書等を発行します。</p> <p>イ 契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたときは、2（料金額）に定める料金の支払いを要します。</p>
<p>(4) 電話番号選択サービスに関する適用</p>	<p>ア nojima mobile EM の契約の申込みを行う者は、当社が別に定めるところにより、指定した電話番号の登録を請求することができます。</p> <p>イ 当社は、その請求のあった電話番号が既に使用されている場合を除き、アの登録を請求した者の電話番号として登録します。</p> <p>ウ イの登録が完了した者は、2（料金額）に定める料金の支払いを要します。</p>
<p>(5) 携帯電話番号ポータビリティの取扱いに関する適用</p>	<p>ア 第11条（電話番号）第1項により当社が定める電話番号について、携帯電話番号ポータビリティを希望する者は、nojima mobile EM の申込みをする際、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。この場合において、その申出を行うことができる者は、携帯電話事業者との間でその電話番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。</p> <p>イ 当社は、第11条（電話番号）第2項に規定する場合のほか、アの規定に基づき契約者が申し出た内容について事実と異なるものであると判断した場合、その電話番号を変更することがあります。</p> <p>ウ 契約者がその nojima mobile EM を解除しようとする場合であって、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社が別に定める方法によりその旨を申し出ていただきます。ただし、契約者がその契約に係る料金その他の債務</p>

	<p>の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合は、この申出を行うことはできません。</p> <p>エ 当社は、ウの規定に基づき契約者から申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティに係る手続きに必要な番号を発行します。</p> <p>オ 当社がエの規定により発行する番号については、当社がその番号を発行した日から起算して15日間が経過したときに無効となります。</p> <p>カ 契約者は、当社がエの規定により発行する番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。</p> <p>キ 契約者は、ウの申出を行う場合、2（料金額）に定める料金の支払いを要します。</p> <p>ク 携帯電話番号ポータビリティを希望する者は、当社が携帯電話番号ポータビリティに係る手続きを行うにあたり、その者からの申出の可否を判断するために、その携帯電話番号ポータビリティに関わる携帯電話事業者との間で、その電話番号に係る契約の契約者の氏名、住所、生年月日、当社がエの規定により発行する番号若しくは携帯電話事業者が発行する番号等その他のその手続きに必要な情報を相互に開示し、又は照会することに承諾していただきます。</p> <p>（1） 契約の解除に伴う携帯電話番号ポータビリティ取扱料の適用</p> <p>契約者は、nojima mobile EM の解除に伴い、携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申し出を行う場合、2（料金額）に定める携帯電話番号ポータビリティ手数料の支払いを要します。</p> <p>（2） 手続きに関する料金の適用除外</p> <p>当社は、（1）の規定にかかわらず、nojima mobile EM 契約の解除に係る手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。</p>
<p>（6） 契約事務手数料の適用</p>	<p>契約者がその契約を解除すると同時に新たに nojima mobile EM 契約を締結したときは、2（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要しません。</p>

2 料金額

料金種別	単位	料金額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3, 000円 (税抜)
EM chip再発行手数料	再発行1回ごとに	2, 000円 (税抜)
督促手数料	1 督促ごとに	300円 (税抜)
振込請求書発行手数料	1 契約について発行1回ごとに	150円 (税抜)
電話番号変更手数料	1 変更ごとに	2, 000円 (税抜)
支払証明書等発行手数料	1 契約について発行1回ごとに	400円 (税抜)
その他証明書の発行手数料	1 契約について発行1回ごとに	300円 (税抜)
請求書発行サービス料	1 契約について月額	150円 (税抜)
利用明細発行サービス料	1 契約について発行1回ごとに	100円 (税抜)
電話番号選択サービス	1 登録ごとに	1, 000円 (税抜)
携帯電話番号ポータビリティ 取扱料	1 の請求ごとに	2, 000円 (税抜)

第9 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第45条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用

- ア 契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、その料金月の末日にその契約の解除があったときは、この限りではありません。
- イ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。

2 料金額

1 契約ごとに月額	
区 分	料金額
ユニバーサルサービス料	3円（税抜）

第2表 工事費

工事費は別に算定する実費とします。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成25年3月7日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年7月25日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前の契約者は、ローミング契約の締結があったものとみなします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年1月8日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年1月29日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年2月13日から実施します。

(定額支払いによる通話料の減額に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に改正前の規定により適用されている通話定額オプションは、だれとでも定額 for EMに移行します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この移行前に支払いまたは支払わなければならなかった契約者のEMOBILE通信サービスに係る料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。